

包括外部監査 指摘事項に基づく是正措置

(監査実施年度 20年度)

企画財政部 財産活用課

項 目	(90) ページ 所管不明財産-2 (普通財産)
指摘事項	占拠者は、現状のままでも不利益はなんら受けないため、占拠者の主張を待っていたのでは解決は長引くだけである。法的措置を含めてこちらから期限を決めて対応する必要がある。
措 置	占有者と交渉の結果、建物敷地部分は賃貸借契約を締結し、残りの敷地については返還を受けました。

(通知日：平成24年1月24日 公表日：平成24年1月27日)